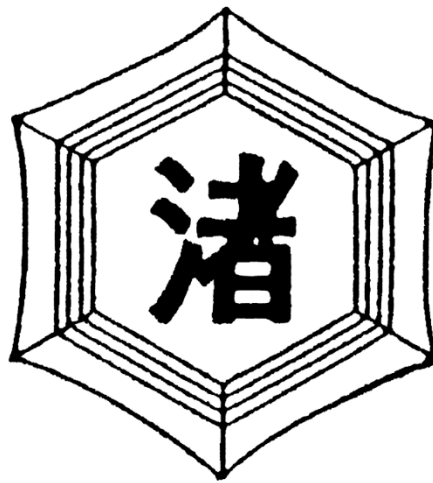
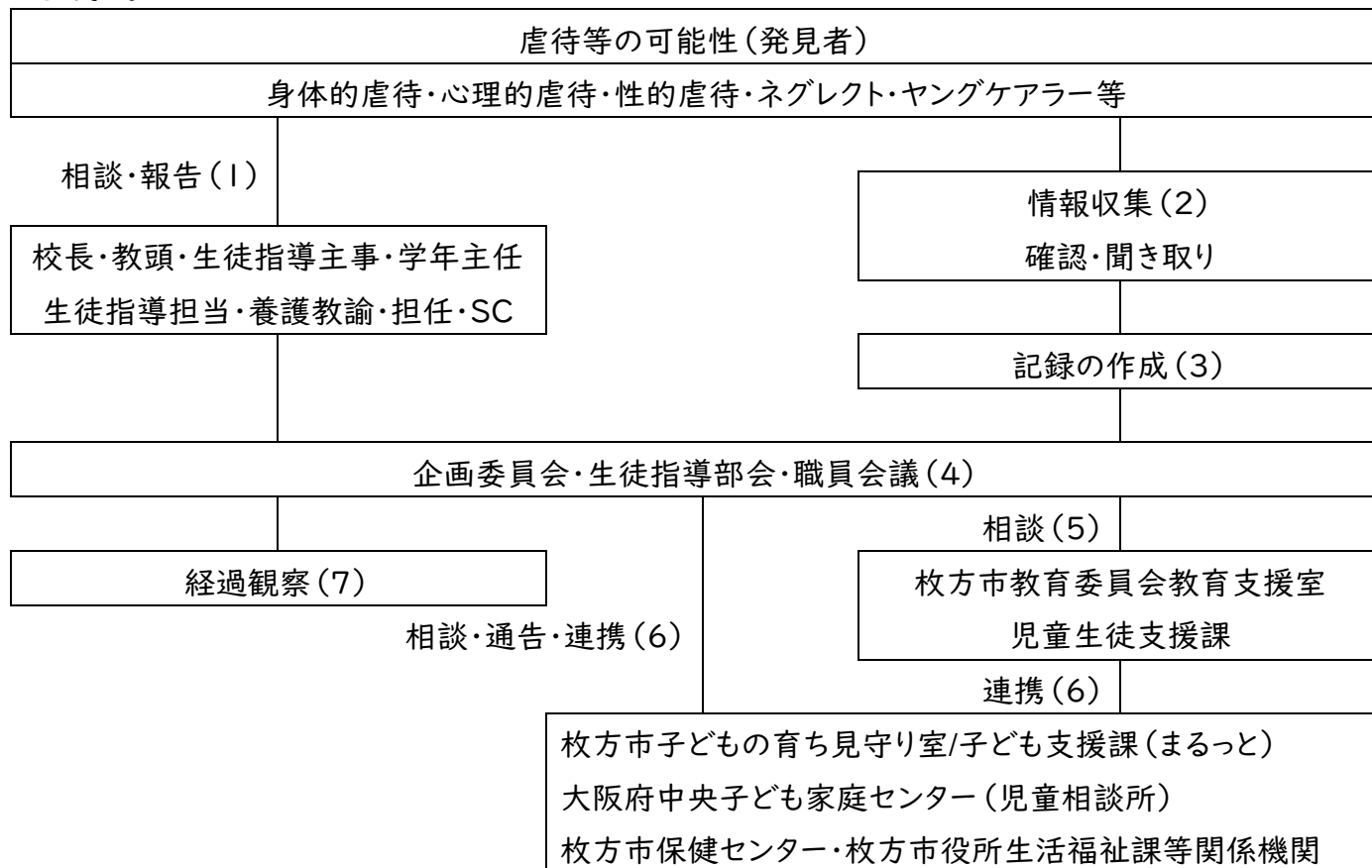


令和7年度
枚方市立渚西中学校



危機管理マニュアル

Ⅰ. 虐待防止マニュアル



- （１）相談・報告 虐待問題は、職員全体で考えていくことが大切である。管理職・生徒指導主事・学年主任に、相談・報告をしましょう。
- （２）情報収集 できるだけ複数で対応し、記録（※具体的内容・時期・家庭状況・発育状況・出席状況など）に残す。また、場合によって、民生児童委員・主任児童委員・関係機関からも情報収集を行う。
- （３）記録の作成 子ども虐待の把握・相談受理記録票を作成する。
- （４）企画委員会
生徒指導部会
職員会議 学校において共通理解を図り、対応について協議する。その際、必要な上方は共有するが、個人情報には十分注意することが必要である。（個人情報保護の観点や守秘義務）
- （５）相談 教育委員会に相談を行う。
- （６）相談・通告・連携 児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律において、虐待対応の中核的機能として位置づけられる関係機関に、相談・通告を行う。相談・通告は関係機関と連携して子どもを支援していくことになる。
- （７）経過観察 引き続き、経過観察を継続していく。

2. 学校の防犯および防災計画

(1) 目的

この計画は、突発的な自然災害等の発生時において、生徒の安全確保を最優先し、併せて校舎・備品・公簿類の被害を最小限にとどめることを目的とする。

(2) 日常の対策

①危険物の管理

ア) 電気回路の点検・保全

イ) ガス管・ガスホース等の点検

ウ) 薬品・油類の適正保管

エ) 湯沸器等の点検・保全

②消火器・消火栓等の点検

③非常持ち出し公簿類の整理

④教室・特別教室・廊下・危険個所の点検(月1回)

⑤避難経路の確認・避難訓練の実施(年2回)

(3) 火気・危険物・電気・ガス等の管理担当者

1. 全般の防火管理	()	22. 吹奏楽部室	()
2. 校長室	()	23. 視聴覚室(第1)	()
3. 職員室	()	24. 視聴覚室(第2)	()
4. 休養室	()	25. PTA 室	()
5. 保健室	()	26. 心の相談室	()
6. 相談室	()	27. コンピュータ室	()
7. 進路相談室	()	28. 各クラス教室	(各担任)
8. 印刷室	()	29. 生徒会室	()
9. 校務員室	()	30. 卓球部室(第1・第2)	()
10. 会議室	()	31. 多目的室	()
11. 放送室	()	32. 英語教室(第1)	()
12. 職員更衣室	()	33. 英語教室(第2)	()
13. 理科室(第1・第2)	()	34. 数学教室	()
14. 理科室(第3)	()	35. 美化営繕室	()
15. 美術室(第1・第2)	()	36. 通級指導教室	()
16. クラブ室	()	37. 給食配膳室	()
17. 教具室	()	38. 体育館	()
18. 被服室・調理室	()	39. 技術棟(木工・金工室)	()
19. 学校図書館	()	40. 体育倉庫	()
20. サプリルーム	()	41. プール	()
21. 音楽室	()		

(4) 火災発生時等およびＪアラート伝達の措置

①放送などで校内に知らせる

1. 防火・防災本部：■■■■・■■■■
2. 連絡：■■■■（第1学年）・■■■■（第2学年）・■■■■（第3学年）
3. 生徒誘導・点呼：各担任および生徒指導主事（■■■■）
4. 救護：■■■■・■■■■・■■■■・■■■■・■■■■
5. 初期消火：■■■■・■■■■・■■■■・■■■■・■■■■
6. 非常持出：（公簿）■■■■・■■■■・■■■■
（危険物）■■■■・■■■■・■■■■

②休業日・日祝日または夜間の場合は、校長・教頭・各職員に連絡をする。

(5) 非常変災時の場合（別紙「特別警報と暴風警報等による生徒登校の措置について」参照）

登校後に発令された際は、文書を配布し直ちに下校させる。また、必要に応じて集団下校等の措置を講じる。

(6) 火災発生の場合

- ①教科担当でグラウンドまたは体育館へ誘導する。
- ②安全が確認された後、事後の指示を行う。

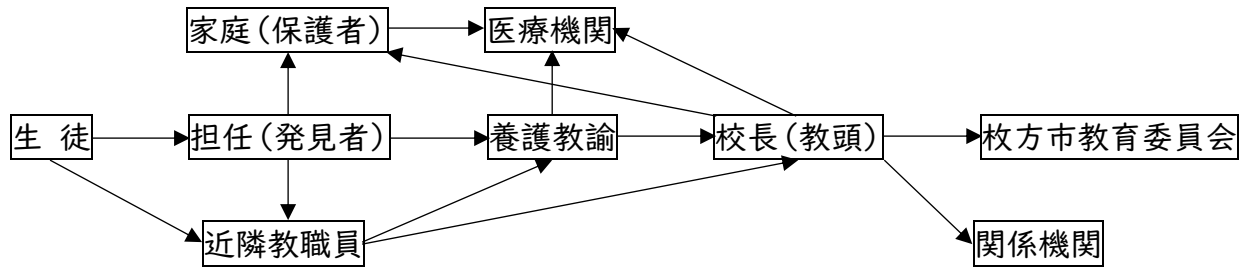
(7) 地震発生の場合（別紙「地震発生時における学校の対応について」参照）

- ①直ちに机の下に身を隠す。
- ②火災発生時に準じて、グラウンドまたは体育館へ誘導し、安全が確認された後、事後の指示を行う。

(8) Ｊアラートの場合

- ①教室待機の後、体育館へ誘導する。
- ②安全が確認された後、事後の指示を行う。

3. 事件・事故発生時の連絡体制



事件・事故発生（発見者）

- (1) 生徒の安全確認
- (2) 発生した事態・状況の把握
- (3) 傷病者の状況の確認（意識・心拍・呼吸・出血等）
- (4) 心肺蘇生法等の手当
- (5) 協力者要請や指示

①枚方警察署

IP 電話の短縮ダイヤル 9076（生活安全課少年係）または 0-072-845-1234

②各医療機関

片瀬医院・市立ひらかた病院・佐藤病院・有澤総合病院・田中外科

※連絡先は、職員室後方掲示板に記載。

※事故・事件発生時によって、治療・診察ができない場合があるので、連絡をすること。

※必要に応じて、救急車を要請する。

③生徒搬送（タクシーチケットを活用）

- ・京阪タクシー, 日本タクシー, トンボタクシーに連絡する。
- ・枚方市学校園安全共済会のタクシー乗車券（共通）を持参（職員室後方保健ロッカー上に保管）する。
- ・班相互、保健主事に報告する。

④事件・事故発生時の記録

- (1) いつ (2) どこで (3) 何が起きた（事件か事故） (4) 被害（生徒か職員）
(5) 加害 (6) 継続中かどうか (7) 報告者名 (8) 電話番号

○緊急時の職員の役割

校長・教頭：救急車の要請・教育委員会や関係機関への連絡

生徒指導主事：事件・事故の状況把握・集約

学級担任：校長・教頭への報告・家庭への連絡

部活動顧問：養護教諭不在の場合は、校長・教頭への報告や家庭・医療機関への連絡

養護教諭：生徒の応急処置・学級担任と連絡を取り処置する

○緊急時の連絡

緊急時専用 chat を活用し、全教職員に連絡が行き届くようにする。

4. 多数傷病者事故対応マニュアル

対応内容			役割分担	
事前計画	組織図・マニュアル作成・掲示			
	応急管理場所確認（保健室・体育館等）			
	応急救護機材の点検・準備			
	役割分担の確認			
	事故発生等を想定した訓練の実施			
初期対応	管理職	教職員の招集（緊急体制・役割分担）		
	指示誘導	校内放送による緊急連絡		
	通報・連絡	消防・警察・保健所・校医への連絡		
		教育委員会への連絡		
	外部対応	報道関係の対応・情報提供		
	誘導・案内	現場誘導・車両通行路確保等		
	救護	負傷者の確認・応急処置		
	同乗	救急車等への同乗（名前・人数）		
	電話対応	保護者・地域等		
	生徒対応	生徒の把握（パニック防止）		
	状況把握	傷病者名簿作成と住所確認		
		事故の状況・発生に至った経緯等		
	施設・管理	救護の設置（保健室・体育館）		
	地域管理	保護者誘導と事情説明		
		群衆の整理		
事後説明	状況把握	情報の整理・記録		
	生徒	傷病者等の追跡把握		
	地域管理	保護者等への動向把握	・各学年職員	
	管理職	教育委員会への報告		
		通常教育活動計画への復帰		

5. 不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル

1. 校内における安全管理体制

(1) 門扉の開閉・施錠について

- ①正門以外の通用門・裏門はすべて、常時施錠する。
- ②正門は登下校時のみ開閉し、その他の時間帯は閉門する。

(2) 来校者への対応

- ①来校者は、職員玄関で受付簿に必要事項を記入した後、来校者証の名札をつける。
- ②本校が各種会議・会合の会場になる場合、校門・職員玄関付近にて受付を行い、来校者証の名札を渡すとともに、保護者の名札を確認する。

(3) 来校者証等の携帯・提示

- ①教職員は、常時職員証をつける。
- ②来校者は、来校者証をつける。

(4) 不審者への対応

- ①「ご用件は何ですか」などの声かけをする。
- ②呼びかけに応じない場合は、避難体制がとれるように応援を求める。
- ③生徒に近づけないよう、安全を確保しながら校外へ誘導する。

(5) 校内外の巡視体制の確立

①教職員による巡視体制

- (a) 登下校時の通学路の巡回・巡視を随時行う。
- (b) 校内巡視はできるだけ複数の教職員で行い、異変発見の際は巡視者自身の危機回避に努めるとともに、不審者に退去を求め、退去確認後は、すみやかに管理職に報告する。

②保護者・地域の協力を得た巡視体制

- (a) 保護者(PTA)・地域教育協議会・地域関係機関との連携のもと、通学路の巡視活動を通して、生徒の安全確保に努めていく。

(6) 安全教育の充実・点検

- ①全校集会・学年集会等を通じて、生徒および教職員に対し、安全生活の確保についての心構えを喚起・啓発する。
- ②関係諸機関との日常的な連携を図り、事件事故を想定した避難訓練、防犯・救急救命法等の講習会を実施する。

2. 緊急時の対応と被害拡大防止への取り組み

(1) 侵入者発見時の対応

- ①教職員の退去の指示に従わない場合、まずはナイフ等の凶器の所持を確認する。
- ②生徒・教職員に危害を加えている場合、
 - (a) 大声を出す・笛を鳴らす等により、事態の緊急性を周囲に知らせる。
 - (b) 職員室への通報（教職員等による速やかな連絡）
 - (c) 速やかに管理職に状況を報告し、指示を受ける。
 - (d) 必要な場合は、非常ベルを鳴らす。

(2) 侵入者への対応

被害の拡大を防止するため、侵入者を刺激するような言動は避け、事態の沈静化に努める。

- (a) 管理職の指示により、複数の教職員で対応し、侵入者を生徒から遠ざける方向で誘導するように試みる。
- (b) 状況の推移を逐一管理職に報告する。
- (c) 侵入者の隔離に努めると同時に、必要があれば、校内放送やハンドマイク等を駆使して緊急避難放送を行う。
- (d) 安全な場所（例：体育館・各教室等の内側から鍵を閉めることができる場所）に生徒を誘導・避難させ、負傷者等の有無を確認し、管理職に報告する。
- (e) 管理職が警察に連絡し、出動を要請するとともに、速やかに教育委員会に報告する。

(3) 負傷者の処置

- ①軽症者の応急処置は、保健室にて行う。
- ②必要と判断する場合、保健主事・養護教諭は医療機関へ緊急連絡をする。
- ③負傷した生徒の保護者に連絡する一方、教職員が付き添って病院に搬送する。
- ④重大な事態が生じた場合は、救急車の出動を要請する。

(4) 事件・事故後の取り組み

- ①事件・事故発生に伴い、対策本部を設置し、事後の対応や措置を適切に行う。また、事件・事故の経過について、時系列で記録するとともに、報道関係への情報提供の窓口を設置する。
- ②継続して、生徒に危害が加わる可能性がある場合、PTA・地域等と連携をとり、教職員の引率のもとに、緊急で集団下校を行う（生徒および教職員に緊急集団下校時の班割りを徹底しておく）。また、保護者が不在の場合は、連絡がとれるまで学校で待機させる。
- ③保護者集会・地域集会等を開催し、必要な情報を提供するとともに、今後の取り組みの一層の充実に向け、協力・支援を要請する。
- ④被害を受けた生徒・保護者に対して、関係諸機関・スクールカウンセラー等との連携により、メンタルケアに努める。

緊急時の対応

侵入者が明らかに危険と判断できる場合（凶器を持っているなど）は、非常ベルを押し、全校生徒に避難を呼びかける。



110番通報をする。



1人(A)は、不審者を監視する。もう1人(B)は、全校生徒に避難を呼びかける放送を直ちに行う。不審者が放送に触発されて暴れ出さないように、次のように放送する。

「これより、避難訓練を行います。生徒の皆さんは、教室に入って扉や窓を施錠し、放送の指示を聞いてください。」



生徒は、教室で待機する。指示があれば、いつでも移動できる態勢を取っておく。

不審者を発見したら、第一に生徒を安全な場所に避難させる。不審者への対応は、大人2名(A,B)以上で行うこと。（名札の着用・名簿記入を呼びかける）



呼びかけに応じない場合、不審者と判断をし、避難体制をとる。



1人(B)は、管理職に連絡をする。
管理職および生徒指導部は、全校放送を聞いたら、職員室に集合する。



管理職および発見者2名(A,B)、生徒指導部が合流して対応にあたる。



安全が確認できた時点で再度全校放送をして、避難体制を解除する。

6. 校区安全マップ



緊急下校時(担当場所:教職員)

I (LIFE 前交差点):

3(ローソン交差点):

5(かささぎ橋交差点):

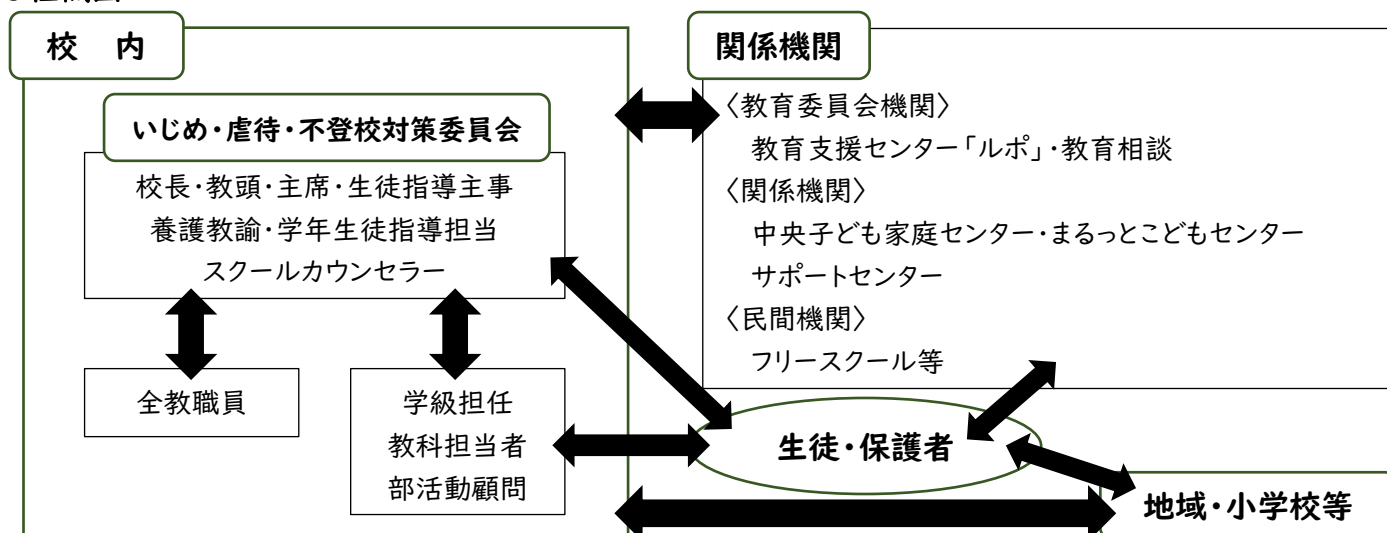
2(三栗交差点):

4(なぎさ高校前)

★:交番

7. いじめ対策委員会・年間計画等

○組織図



○主な活動

- ①いじめの早期発見に関すること (いじめアンケート・取り組み評価アンケート・教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ⑤いじめ対策について、計画 (P)・実行 (D)・評価 (C)・改善 (A) サイクルを活用し、リスク低減を継続的に行う

○開催

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

緊急対応会議

◆いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて対応にあたる。

→学年主任・関係教員・支援教育コーディネーター・その他関係機関等

年間計画

- 4月 登校指導 (春の交通安全指導)・学級や学年での人間関係づくり・年間計画の作成
- 5月 学校生活アンケート・携帯 SNS アンケート (→教育相談)
- 6月 教育相談・情報リテラシー学習
- 7月 学期末懇談・1学期の振り返り
- 8月 職員研修
- 9月 登校指導 (秋の交通安全指導)・行事を通しての人間関係づくり
- 10月
- 11月 学校生活アンケート→教育相談
- 12月 学期末懇談
- 1月 登校指導
- 2月 学校生活アンケート→教育相談
- 3月 総括・次年度課題の検討→PDCA サイクルを構築する

適宜、生徒・保護者への啓発活動を行う。

8. プール使用マニュアル

○施設管理

- 1) プール使用期間中は、プールに関連する施設（更衣室・トイレ・プールサイドなど）・設備（濾過器など）について、常時安全確認を実施する。
- 2) プール使用時には、必要な指導者等を配置するなど、事故防止のための監視体制の充実を図る。
- 3) プール使用中に、排水口の鉄蓋・吸込み金具がはずれた状態を発見したときには、直ちにプールの使用を中止し、生徒の安全確保に努めるとともに、管理職に報告する。
- 4) 排水の際、排水口付近に生徒を近づけない。
- 5) 清掃後、一日天日干しをしてから給水を行う。（天候により、できない場合もある）

※毎日の点検

- ①濾過器は毎日洗浄し、薬品を投入するとともに、水面が濾水吹出口より上になってから作動させる。
- ②気温・水温を計測する。
- ③プールサイド・水面の観察を行う。
- ④コースロープ・すのこ・ベンチ・ビート板の点検を行う。

○安全指導

- 1) 水泳指導が始まる前には、健康調査・事前指導を行う。
 - 2) 眼科等の疾患がある場合は、事前に受診しておくように指導する。
 - 3) 入水前後は、体調の把握と準備運動・シャワーを充分に行う。
 - 4) 指導中は、常に人数確認を行う。
 - 5) 緊急事故発生の場合は、速やかにプールサイドに上げ、必要ならば心肺蘇生法等の処置を行う。同時に養護教諭・職員室に連絡し、救急車を要請する。
- ※5) については、IV-17「危機に対応する連絡体制」に基づき、迅速に対応する。

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和7年4月版】

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。
- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いします。
- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コードモン等)でお知らせします。